

遊水館からのお知らせ

2019.07.03

お知らせ(受動喫煙対策について)

健康増進法の改正する法律（平成30年法律第78号）により、新潟市北区内に於いては公共施設が、令和元年7月1日から、敷地内（屋内・屋外ともに）喫煙禁止となります。

遊水館も同様に、敷地内（屋内・屋外）全面喫煙禁止となりますので、ご承知置き願います。

詳しくは、新潟市ホームページ>なくそう！[望まない受動喫煙](#)にてご確認ください。